

## 学校法人明浄学院補助金の不正使用の防止又は不正使用の調査に関する細則

(h.19.7.21 制定)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、学校法人明浄学院大阪観光大学科学研究費補助金取扱規程第 19 条に定める、補助金の不正使用を防止又は不正使用の調査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(部局)

第 2 条 この細則において部局とは、学部及び事務局（法人の事務部局を含む）をいう。

(不正防止委員会)

第 3 条 本学に補助金使用に係る不正を防止するため、理事長の下に、学校法人明浄学院大阪観光大学補助金不正防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 4 条 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 職員等に対する補助金使用に際する倫理の保持及び啓発に係る計画・研修等の企画及び実施に関すること。
- (2) 第 10 条に規定する調査に関すること。
- (3) その他補助金使用における不正の防止に関すること。

(組織)

第 5 条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事又は評議員のうち理事長が指名する者 1 人
- (2) 職員のうち学長が指名する者教育職員 1 人事務職員 1 人
- (3) 学部教員のうち、学部長が指名する者 1 人
- (4) 事務局職員のうち、事務局長が指名する者 1 人
- (5) その他、理事長の必要と認めたる者若干名

2 委員は、理事長が任命する。

3 第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する委員の任期は 2 年とし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 防止委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。

5 理事長は、防止委員会が特定の調査申立について前条第 2 号に規定する事項の審議を行うに当たり、当該案件の特殊性に応じた専門的知識が必要であると認めるときは、専門的知識を有する学内者又は学外者を、任期を定めて第 1 項第 5 号に規定する委員として任命することができる。

(議事)

第 6 条 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。

## -6. 学校法人明浄学院補助金の不正使用の防止又は不正使用の調査に関する細則

### (調査申立窓口)

第7条 各部局に、補助金使用の不正行為についての調査申立を受理する窓口(以下「調査申立窓口」という。)を設置する。

2 各部局の調査申立窓口は、各部局の長をもって充てる。

### (調査申立)

第8条 何人も、職員等について補助金使用の不正行為についての事実があると思料するときは、調査申立窓口又は防止委員会に対し調査申立をすることができる。

2 職員等及び学生(本学の学生をいう。以下同じ。)は、補助金使用の不正行為についての事実がないこと又は補助金使用の不正行為についての事実があると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、前項の申立をしてはならない。

3 職員等及び学生は、第1項の規定による申立をしたことを理由として、大学、所属部局又は職員等から、就労上及び就学上不利益に扱われてはならない。ただし、前項の規定に違反した場合はこの限りでない。

### (予備調査)

第9条 調査申立窓口に対して前条第1項の規定による調査申立があったときは、調査申立窓口は、予備調査を実施する。また、調査申立が防止委員会にあったときは、調査申立窓口は予備調査を実施させる。調査申立窓口は、予備調査において、調査申立人に対し、補助金使用の不正行為についての事実があると思料する根拠の説明又は当該規定に違反する事実の存在を示す証拠の提出を求められることができる。

2 調査申立窓口は、前項の規定による説明又は証拠から、職員等につき補助金使用の不正行為についての疑いがあると認めるときは、遅滞なく、防止委員会にその旨を報告しなければならない。当該規定に違反する疑いがないと認めるときも、同様とする。

3 調査申立窓口は、前項の規定による報告をしたときは、その旨を調査申立人に通知しなければならない。

### (調査手続)

第10条 防止委員会は、前条の規定による報告に基づき、必要と認める場合は、補助金使用の不正行為についての事実の有無について調査を実施するものとする。調査を実施しないときは、その旨を調査申立人に通知しなければならない。

2 前項の調査の実施に当たっては、防止委員会が必要と認める場合は、同委員会の委員3人により構成される調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、調査を実施させることができるものとし、この場合においては、その調査結果を防止委員会に報告させるものとする。

3 第6条の規定は、調査委員会に準用する。

4 防止委員会(調査委員会が調査を実施する場合にあっては、調査委員会。以下「防止委員会等」という。)は、他の方法により事実の適正な認定に必要な資料を入手することが困難であると認めるとき又は事実の適正な認定に必要な資料が隠滅されるおそれがあると

## -6. 学校法人明浄学院補助金の不正使用の防止又は不正使用の調査に関する細則

認めるときは、次の措置を命ずることができる。

(1) 調査の対象となる職員、取引業者等（以下「調査対象者」という。）に対し、調査対象場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁ずること。

(2) 調査対象者が、利害関係人として防止委員会等の指定した者と連絡をとることを禁ずること。

(3) 指定された調査対象場所から、調査対象者及び防止委員会等の指定する者が、防止委員会等の指定する物品を持ち出すことを禁ずること。

(4) 調査対象場所を、期間を定めて閉鎖すること。

5 防止委員会等は、前項各号に掲げる命令を発するに当たり、調査対象者に審問することを要しない。ただし、前項第4号の命令を発する場合にあっては、当該調査対象場所を管理する部局の長の同意を得るものとし、当該部局長は、当該部局の業務の遂行に著しい支障を生ずる場合を除き、同意を拒むことができないものとする。

6 防止委員会等は、調査に当たり、調査対象者を審問しなければならないものとし、審問の方法については、調査対象者の求めに応じて書面又は口頭により行うものとする。

7 調査対象者は、審問において、防止委員会等に対し、自己の行為が違反しないと主張するときは、その理由を説明する責任を負う。

8 調査対象者を除く職員等又は学生は、本条に基づく調査において、これに協力しなければならない。

9 防止委員会等が、その指定する調査対象場所に立ち入り、調査対象場所から適正な事実の認定に必要な機器、備品、書類、帳票等を持ち出すとき又は調査対象者を除く職員等若しくは学生に証言又は証拠の提出等の協力を要請するときは、調査対象場所を管理し、又は協力を要請する職員等若しくは学生の所属する部局の長の指名する者を立ち合わせなければならない。

10 防止委員会等は、調査対象者について不正事実の有無の認定について、書面で裁定しなければならない。

11 防止委員会は、過去に本学に在籍した職員等につき、その在職中に不正の有無について学外の機関から調査を求められた場合又は当該機関が実施する調査への協力を求められた場合において、必要と認めるときは、調査し、又は当該機関の調査に協力することができる。この場合において、前項までの規定は、その性質に反しない限りにおいて、本項の定める調査又は調査への協力について準用する。

(理事長等への報告)

第11条 防止委員会は、前条第10項の規定による裁定（以下「裁定」という。）を理事長へ報告するとともに、当該裁定において、調査対象者について補助金使用の不正行為についての事実があると認められたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 調査対象者に対して補助金使用の不正行為を理由とする学校法人明浄学院大阪観光大学職員就業規程等の規定による懲戒処分の必要性について、理事長に報告すること。

## -6. 学校法人明浄学院補助金の不正使用の防止又は不正使用の調査に関する細則

- (2) 調査対象者に対して、学術研究活動の停止を命ずる内容の業務命令を発することの要否について、理事長及び調査対象者が所属する部局の長に報告すること。
- (3) 調査対象者の補助金使用の不正行為事実が判明したときは、監督官庁及び補助金支給機関に対し違反の事実を通知することの要否について、理事長に報告すること。
- (4) 調査対象者の補助金使用の不正行為事実が判明し、調査対象者が学内の研究費を受けているときは、支給の差止め及び返還を命ずることの要否について、理事長に報告すること。
- (5) 調査対象者の補助金使用の不正行為事実が判明し、調査対象者が昇任又は採用に関する業績審査の対象とされているときは、当該部局の長に対し事実を通知し、理事長に報告すること。
- (6) 補助金使用の不正行為事実が判明した調査対象者（取引業者等）との取引・雇用関係の停止を命ずることの要否について、理事長に報告すること。
- (7) 前条第 11 項の規定により調査又は調査への協力を実施したときは、その結果を理事長に報告すること。

2 防止委員会は、裁定において、調査対象者について補助金使用の不正行為事実がないとされたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 調査対象者による学術研究活動の円滑な再開及び調査対象者の名誉回復のために必要な措置について理事長に報告すること。
- (2) 調査申立人が職員等又は学生であり、かつ、当該調査申立人が、調査対象者につき補助金使用の不正行為事実がないこと又は当該事実があると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、第 8 条の規定による申立をしたことが明らかであると認められるときは、当該調査申立人に対する学校法人明浄学院大阪観光大学職員就業規程等又は学校法人明浄学院大阪観光大学懲戒規程等の規定による懲戒処分の検討の必要性について、理事長及び当該調査申立人の所属する部局の長に報告すること。

(処置)

第 12 条 前条の報告を受けた理事長は、必要な処置を決定するとともに、当該決定に応じて、調査申立人及び調査対象者並びに調査申立人及び調査対象者がそれぞれ所属する部局の長に通知するものとする。

(異議申立)

第 13 条 職員等は、前条の処置に対し不服がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に理事長に対して書面により異議申立を行うことができる。ただし、異議申立は、1 回を限度とする。

2 理事長は、異議申立に関する書面を受理したときは、防止委員会に再審議を指示するものとする。

3 前項の指示を受けた防止委員会は、再度審議を行い、速やかに審議の結果を理事長に報告するものとする。

## -6. 学校法人明浄学院補助金の不正使用の防止又は不正使用の調査に関する細則

4 理事長は、前項の報告に基づき、異議申立に対する処置を決定し、当該職員等及び部局の長に通知するものとする。

(守秘義務)

第 14 条 窓口対応者及び防止委員会等の委員に関する事務を担当する職員は、第 11 条第 2 項第 2 号に規定する措置をとる場合を除き、調査申立人の氏名を開示してはならない。

2 防止委員会等の委員及び調査手続の立会人は、調査に協力した者の氏名その他調査の過程において知り得た事項であって、次条の規定により公開されないものについては、他に漏らしてはならない。

(裁定の公開)

第 15 条 理事長は、裁定の概要を、個人情報の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、公開する。

2 裁定において、調査対象者につき補助金使用の不正行為事実があると認められているときは、調査対象者が調査における審問において陳述した内容を併せて公開しなければならない。

(啓発及び再発防止のための活動)

第 16 条 防止委員会は、部局と協力して、職員等に対し、本細則の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

2 補助金使用の不正行為事実の存在を認める裁定があったときは、防止委員会は、再発防止のための体制の整備を検討し、個人情報の保護に支障を生じない範囲において、部局と協力して、職員等に対し、違反行為の概要を周知させ、同種の事件の再発を防止するよう啓発しなければならない。

(関係諸機関との連携等)

第 17 条 防止委員会は、必要に応じて、同様の任務に従事する学外の機関との間で、規範の維持向上のため必要な連絡及び協議を行うことができる。

(事務)

第 18 条 防止委員会及び調査委員会の事務は、大学事務局において行う。

(雑則)

第 19 条 この細則に定めるもののほか、補助金使用の不正行為の防止に関する事項並びに防止委員会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会において別に定めることができる。

### 附 則

この細則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

-6. 学校法人明浄学院補助金の不正使用の防止又は不正使用の調査に関する細則

研究不正防止細則

